

ぬしたいと思ひます。

次に、福生駅東口周辺で風俗営業を営む商店、特に東商栄会通り等については、多くの問題があります。悪質な客引き、時間外営業等々、地域住民の人たちの交通に大変な迷惑をかけております。通勤、通学、道行く人たちに対して卑しい言動、強烈な客引きには、迷惑この上ない限りであります。そのような実態は、私が申すまでもありません。皆さん方、知っていらっしゃると思います。通行中の人たちや地域の人たちが安心して歩けるよう関係機関にも強烈な働きかけが必要ですが、市行政として、社会的問題地域として具体的な対応策として防犯力メウによる地域の環境整備を進めるべきだと私は思ひますが、この点について市長の御答弁をお聞きしたいと思います。

以上、四点の質問を終わらせていただきますが、再度の質問については自席より失礼させていただきます。以上です。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 堀川議員さんの御質問に対してお答えいたします。

御質問の中で、中学校の給食の件と、スポーツ保険制度の件につきましては、教育委員会の方から答弁をいたさせていただきます。

第二点目のゲートボールグラウンドの整備、増設についてお答えいたします。ゲートボールは、本格的な高齢化社会を迎えて、日本の風土に合ったスポーツとして全国的に普及しています。当市においても愛好者は約二百人ぐらひおります。老人の健康管理という点からも、グラウンドの整備については積極的に取り組まなければならぬと考えております。

現在、市内においては十一の公園等で行われておりますが、他市町村においては、公園の占有という問題から他の市民とのトラブルも出ております。専用の施設の必要性から本年度において南公園の二面、また、現在加美地区の民有地をお借りして二面の整備を進めており、さらに、永田橋際の私有地の一面を計画しております。今後民有地の借用等により専用施設の増設を図っていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

なお、御提案の屋内施設の件につきましては、今後十分に研究して

いきたいと思ひます。

次に、四点目の歓楽街浄化対策及び警察派出所の設置について、歓楽街浄化のための環境整備と福生駅東口の警察派出所の設置についてでございます。

御指摘のとおり、福生駅東口の飲食店等については、一部各種問題を持つところがあります。非常に苦慮しているところでございますが、この対策については、具体的な御提案をいただきましたが、警察行政にかかわる問題でございますので、今後、十分に警察の方と協議をさせていただきます。

ただ、いままでのいろいろ経過の中で、派出所の増設については、一派出所を増設すると最低八名の職員が必要ということ等もあり、都財政の現況の中ではむずかしい面もあるかと思ひます。また、移転の問題についても長い歴史のあるものでございまして、十分に検討協議をさせていた

だきたいと思ひます。防犯カメラの件は、結構なことと思ひますので、どこかのように設置

するか、署の方と管理運営上の問題等協議してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきますして御答弁申し上げます。

まず、第一点の中学校の完全給食の実施についてでございますが、これにつきましては、中学校の完全給食につきましては、昨年の第二回定例議会におきましても堀川議員さんから御質問いただいたわけでございます。

その際、中学校給食問題研究会の検討結果についても御答弁を申し上げたとおりでございます。教職員に対して実施した意向調査、動向調査の結果でも、絶対反対者が六四％、条件つき賛成者が二二％、この条件つき賛成者というのは、昨年も御説明申し上げたんですが、食堂でメニュー方式ということで、不可能な方法でございします。これらを足しますと八六％の教職員が反対をしているということで、現在も非常に根強い反対をしているわけでございます。

そういうふうな中におきまして、中学校給食を実施するには、やはり教職員への理解と協力が必要でございまして、給食指導が学校の行う教育計画の一環として位置づけられなければならないし、それには教職員の協力がやはり絶対必要であるということでございます。

現在、学校給食は過渡期にあり、そのあり方がいろいろ問われておりますが、教育委員会といたしましては、中学校の完全給食の実施についてはあくまで拙速を避け、対処したいと考えております。ぜひひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

続きまして、スポーツ保険制度でございます。

この制度につきましては、今日、健康に対する関心や余暇時間の増大などにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動は年ごとに盛んになり、スポーツ人口も急増しており、これらと平行して施設整備も計画に沿って遂次進めているところでございます。

御承知のとおり、スポーツ及び社会教育活動の普及振興に寄与することを目的とした財団法人スポーツ安全協会が行っているスポーツ傷害保険

ということでございますが、御承知のとおり一種と二種がございます。確かに両方入らなければならないという問題もございしますが、それの市としましては、それぞれの保険に加入の促進を早くから関係団体及び指導者に加えるように図っております。それで、昭和五十八年では、そのスポーツ傷害保険の方に八十六団体、三千百四十四人の方が加入しており、今後とも一層の増加があるということだと存じております。

それで、福生市独自の保険としましては、市民スポーツ大会の行事の企画運営や、スポーツ教室等の一翼を担う体育指導員及び水泳、テニス、スケート等直接実技や指導などを行っている実技指導員にも、スポーツ指導員の不慮の事故、災害等にも保険に加入しているということでございます。

また、一方市民体育館関係でも、体育館で主催する事業及び教室、バレーボール、親子スポーツ教室とかスポーツ大会等に対してもスポーツ傷害保険、また施設管理上の問題については施設賠償責任保険を掛けて運営しておるわけでございます。

また、市民総合体育大会、都民体育大会、都下市町村総合体育

大会の参加者、この役員及び選手六千三百人につきましても傷害保険に加入させ、その他学校、校庭、体育館を使用する際、施設の安全面を考慮して施設の保険に加入させております。これらの保険料をあわせて六十四万二千六百六十円というふうになっておりますが、これは人玉額市が負担しているわけでございます。

以上、御質問のボランティアの保険でございますが、これについても、やはり私どもも新聞等でも見ておりますので、この問題については、今後十分研究いたしまして対処してまいりたいというふうに考えております。

○十八番（堀川 實君）

一部によっては実施できるし、またはできないというところがあったようでございますが、第一点目の給食問題については、先ほども次長からお話がありました。大変実施に向けての努力については苦慮されているというお話で、内容はわかりません。

いろいろと問題があるうかと思えますけれど、どうか先生方に対してさらに御理解を賜るよう、ひとつ教育委員会としてもお骨折りをいただいて、一日も

早く実施できるように取り組みさせていただきたい、このように常々思っているわけでございます。そういう点ひとつよろしくお願いいたします。

それから、第二点目の屋内屋外のゲートボール場の整備あるいは増設についてでございますけれども、若干御説明の中で、整備の問題ですが、いままで現在、市でコートとしては十三面あると、場所としては十一カ所あるというところで、一応こういう図で案内をされていると聞いておりますが、その全体が使えるかといいますと、そうでない個所が多々あるということで私も質問したわけでございます。公園と併用して使うということで非常に問題があるかと思えますけれども、問題があり過ぎる点もたくさんあるわけですね。

一つ一つとすいませんけれども、申し上げますと、まず、七町内にあります不動尊の境内を使っているゲートボール場でございますが、一応、こういうプリントではゲートボール場として指示されているわけでございます。それが実際には、職員の一要するに、あそこには本町保育園があります、あの駐車場になっ

おりまして非常にこれがゲートボールには大変使えない。ゲームできない。こういう状況でございます。

この辺り整備についても、教育委員会の方から福祉課の方へ一度は担当がかわったわけでございますけれども、このことを付してお願いが出ていると思います。ひとつこの辺の御検討いかんということもお聞きしたいと思いますが、さらに、福生野球場にこれが二面あるわけですが、この二面は、いまはもう全く使えない。朝から野球の練習。一応ここに二面ということですが、載っているわけですね。これは朝九時から十二時まで月曜と木曜日が一応ゲートボール愛好者の使用日になっているんですが、これは野球があるときには使えない。こういう現況でございます。また、福栄の都営住宅の広場の中に、これは非常にコートとしては狭いんですが、ゲームを楽めない、そこは真ん中に歩道というんですが、コンクリートで支切りができています。それをまたいで一緒にしてプレーをしなければならぬ、こういうような現況でございます。

実際に回って現地を見られたと思いますけれども、この点について

とお考えをいただけるかどうかお聞きしたいと思います。

次に、南公園の一番東側にあります。いままで一面でしたけれども、それがもう一面増設しまして二面になったわけですが、これが三野内で使われて、一番ゲートボール愛好者の数が多いわけですが、約六十人近くいらっしゃる。二面で使うわけで、当番制でやっているわけですが、非常にあそこは空き地がたくさんあります。いろいろとこれから用途があると思いますが、コート一面が、大体正式では十五掛ける二十ということですが、周り数メートルを見まして二十の二十五で足りるわけです。現在二面使っております。その二面を三メートル、もう少し奥へ空き地の所へ延ばしていただければ、これが三面として使えるということでございます。二メートル五十か三メートル延ばしていただければ三面使えるということでございます。三面使えますと、これが内出と南と鍋一で町内一つずつということですが、非常にお年寄りの方も喜んで、この辺に何とかしていただけないかと、こういうようなお話もたくさんあります。

それから、この表では消防署建設予定地ということは一応挙がってお

ります。全くのさう地であるわけですが、草ぼうぼうとこういうような

現況で、これからの計画だと思ひますが、そういう点、

それから、牛浜公園―児童公園ですが、それは児童公園と併用して使
うという点ですが、いずれ整備をするということであるわけですが、こ

れもなかなか限った日に使えないというようなことで問題も出ております。
もう一つ、永田町内は柳山公園ですが、これは月曜日と土曜日使う
ことになっております。それで、ちょうど一面のコートを使うその範囲内に

木の株がありまして、これが大変迷惑をして、一面すっかり十五の二十で使
えないという問題もあります。それで、そのやや南方向にやはりこれも後
から埋めたんだと思ひますけれども、コンクリートが出ていまして、非常に
ゲートボールの練習については、正規としての区画の中でプレーできない、こう
いう状況でございます。

こういう点について今後の計画、整備計画いろいろお聞かせいただき、
だい、このように思ひます。

それから、第三点目のスポーツボランティア保険制度についての考え

方ですが、それとスポーツレクリエーション保険の考え方については、先ほど
も次長から答弁がありましてよくわかりました。

とにかく、私は、ここでもなせこれを取り上げたかといいますと、やはりま
までのスポーツ保険に問題がある。要するに、一人のスポーツを愛好する
人が一っだけのスポーツ保険、あるいはまたかつてほかにもスポーツをする
場合には、これが二つとも掛けていかなければならない。または、三つも四つも
中では指導する立場では、そういう方はたくさん掛けなければ、そのス
ポーツで事故があった場合に補償してもらえない、こういう点に矛盾が
ある。先ほども質問の中で述べたとおりでございます。

どうかそういう点を考慮に入れて、一層ひとつ御検討をいただきますし
て、皆さんが安心してスポーツに励める、また運動できるようなそういう態
勢をつくる保険制度への加入をお願いしたい。これもわか市が初めて試み
るわけではありません。隣の羽村町でも、すでにそういう点では加入されて
実施しております。そういう点もよろしく願ひたいと思ひます。

それから、スポーツレクリエーション保険の方ですが、これも東京の世田谷

区においてすでに実施の運びになっております。どうかそういう点でも、世田谷が入ったいろんな理由があると思いますが、お聞きしていただいて、ぜひとも当市においても、このリーダーの積極的活動に対して補償をひとつ自治体でできるような実施計画をぜひお願いしたいという要望いたします。最後に、四点目の福生駅の周辺に派出所をぜひ設けてほしいということでございます。

この派出所一つに八名の人員が必要だということでは、いろんな理由が挙げられてきたけれども、いま福生市では、この福生駅の乗降客が、これは駅へ行つて調べたんですが、一日二万八千人から三万人いらっしゃいます。この西口と東口をあわせてですが、東口がそのうちの六割を占めるわけです。そうなってきますと、やはり福生の中心というか、人の交流が一番多い所は、何といっても東口です。東口は表玄関というところとまた問題がありますけれども、こういうふうに入がたくさん乗降する。そういう玄関口、東口にひとつ派出所を計画していただきたい。新設していただきたい。やはり人の集まる所には、それなりの犯罪が生まれてきます。そういう意味で

ひとつぜひこれは東口周辺に派出所を、八名かけて費用的に大変だと思ひますけれども、この点をぜひとも市長お考えの上、実施していただきたい方向へお願いをさらに要望するものでございます。

それから、最後の歓楽街の浄化と防犯のための環境整備ということで防犯カメラを挙げたわけでございますけれども、市長の御答弁では、実施に向けて努力をしていただけるお話でございます。大変ありがたいと思っております。どうかそういう点で、いままでの事故件数を挙げればたくさんありますけれども、それは省略させていただいて、ぜひとも実施に向けて早期実現をお願いしたいと思ひます。

以上、再質問させていただきましますけれども、特にゲートボールの公園について、再質問としてお願いしたいと思ひます。

○議長（田村市郎君） 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時二分

開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を続行します。

○福祉部長（須崎 進君） お答えいたします。

御指摘のゲートボール場につきましては、公園等でございますので、現地を十分調査の上で、庁内で十分検討をしてこの整備をしたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○十八番（堀川 實君） 再度質問させていただきますけれども、非常に

ゲートボール場については、今後公園の状況等を見たとで整備に当たっていきいたいというお話ですので、ひとつよろしくお願いいたします。

ちなみに、なぜゲートボールがこのような盛んであるかということもいろいろ質問にあつたわけでございますけれども、昭和五十七年のまだ五十八年、これは福生市においてNHK大会が武蔵野の福東で、東京ゲートボール大会として行われたわけでございます。さらにことしについては、全国のお年寄りが、五月の二十九、三十日の両日をかけて立川市の運動広場で第二回の全国都道府県大会が行われた。これが市においても

鍋チームやあるいは福東チームが参加して予選に出たわけでありますけれども、惜しくも落ちてしまったわけでございます。

このように実に盛んでございます。どうか、さらにゲートボールがお年寄りの中に定着するように、ひとつ軽い運動のスポーツとして取り組んでいただきたい、このように思うわけでございます。要望としてかえさせていただきます。

以上、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（田村市郎君） 次に、十四番 仲村清信君。

（十四番 仲村清信君登壇）

○十四番（仲村清信君） 御指名をいただきました。会議規則第八十六条の規定に基づきまして、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

田村市長の二期目の当選まことにおめでとうございます。五万市民の幸せのためにひとつ御活躍されることを御祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして順を追って質問をさせていたただきたいと思
います。

第一番目に、西多摩地域広域行政圏への参画について。
国を挙げての行政改革で、地方自治体においてもいろいろの面で改革
を迫られております。各自自治体が共通する事柄については、協力し合っ
て最高の行政サービスを行うというところで、いろいろとその施策が考えら
れておりますが、つい最近では、日の出町に完成いたしましたところの
広域処分場、これがこの近くでの一つの成果ではないかというふうに考えて
おるわけでございますけれども、一つの事業をなすときに、いろいろこの
地域の利害関係が絡み合ひまして、困難な点も多数出てくることと思
います。福生市は、地理的条件から見まして西多摩地域の表玄関
でありますので、西多摩地域広域行政推進に関しては、そのリーダーシ
ップをとっていかねければならない立場にあると私は思うわけであります。
当市の基本的な考え方、姿勢、こういったものは、これについてどんなふ
うに考えておられるのか。

また、具体的に幾つかの例を申し上げまして、その参画についての考
え方等をお聞きしたいと思ひます。

まず、社会教育面で、福生市には全国的に見ても素晴らしい中央
図書館を持っておりますが、これをさらに充実していくために、新しく
これと同じようなものを計画されるような自治体があるというふうな
ことがおわかりになった点で、福生市の図書館をひとつ利用したら
どうかと、一つの提携を相手方に話して、もし、そういったふうなことで相
手方自治体がやってみようというふうな考えがあるならば、そこで応入
な費用の負担をしていただくとこんなふうな形で、せっかく広域的な行
政に取り組んでいくにおいては、まず、図書館などにつきましてもそのよう
な考え方を持っていかれたらどうかと私は思うわけでございますけれども、
こういった考え方についてひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

また、医療関係の面でございます。御承知のように、この西多摩地域
は大変おくれれております。なかなか総合的な病院も数少のうございます。
どうしてもむずかしい病気になるすと、中央に行つて検診をしていかなけ

ればならない。中央に診てもらいに行つたときには、いまだ少し早く来ればよかったんじゃないですかというふうな状態を多くの方々から聞いております。そういうふうな形で、この広域的行政圏の中で総合検診センター、こういうふうなものをつくらせていかれたらどうか。

そしてまた、いま市長が管理責任者になっております福生市の福生伝染病院組合の運営につきましても、年間二、三名程度の患者の収容のために大変多くの費用をかけているわけでございます。これらにつきましても、西多摩全域というふうな考え方でやられても患者の収容には十分ではないか。ひとつ合理的な運営の方法等お考えいただきたいと思つてございます。

自然環境対策といたしまして、多摩川の美化と水質浄化対策の運動の推進を福生市が中心となつてやっていかれたらどうか。特に、羽村のせきの下から下流におきましては、水量も大変少ないわけでございまして、それにまた、下水の混ざつた水が流れ出てきておるといふようなこともたびたび議会の中でも指摘をされておるといふような状態でございます。一番

多摩川のうちで汚染されておるのが福生市の行政区域の中であるといふふうなことも言われております。

これは、福生市が幾らがんばつたところで、その汚染源が他の地域から来ておるといふことでは解決の方法がないわけでございまして、相手方に要望するといふ程度では、なかなかこの多摩川の美化ということは、現実問題として実現するわけにはいかないと。そこでひとつ広域的にこれらの点を見直していただいて、福生市が、多美川の美化、環境保全にリーダーシップをとって、より積極的に取り組んでいかれたらどうかと。

次に、市民の保養施設について。

これはたびたび議会の中でも指摘をされております。現在のような実施方法でやっていると、なかなか利用者も将来にわたってふえないのではないかと私も考えております。だけれども、一市がこういった事業をやるといふことにつきましては、財政的な面でもなかなか問題があるかと、各井の中でも再三繰返されております。こういったものこそ、他市と提携して市民が利用したくなるような場所、そういったすばらしい場